

令和7年度第7回神奈川県環境影響評価審査会議事録

- 1 日 時 令和8年2月24日（火曜日） 14時から15時30分
- 2 場 所 神奈川県庁西庁舎7階 701会議室及びWeb会議
- 3 出席委員 一ノ瀬友博【会長】、大澤啓志、奥真美、小根山裕之、金子弥生、熊崎美枝子、小林剛【副会長】、坂田ゆず、鈴木洋平、袖野玲子、高橋章浩、二宮咲子、速水洋、吉田聡
- 4 傍聴人 4人（一般傍聴人の定員10人）
- 5 議 題
 - (1) 対象事業の審査
（仮称）早雲山ホテル計画 環境影響予測評価実施計画書について
 - (2) 対象事業の審査
（仮称）扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 環境影響評価方法書について
 - (3) 対象事業の審査
東京南線3，4号線改修工事 環境影響予測評価書案について
 - (4) その他
- 6 一部非公開の理由
議題（3） 東京南線3，4号線改修工事 環境影響予測評価書案の審査
環境影響評価項目「植物・動物・生態系」の審査で、希少種等の分布情報が取り扱われているため、希少種等の保全の観点から、神奈川県情報公開条例第25条ただし書により非公開審議とする。
- 7 審議概要
 - (1) 対象事業の審査
（仮称）早雲山ホテル計画 環境影響予測評価実施計画書について
（一ノ瀬会長）
それでは、継続案件である「（仮称）早雲山ホテル計画 環境影響予測評価実施計画書に係る審議資料」について、答申案の審議を行いたいと思います。まず事務局から前回審査会までの検討事項等を整理した審議資料を説明してください。
（事務局）
資料1-1「（仮称）早雲山ホテル計画 環境影響予測評価実施計画書に係る審議資料」について説明

(一ノ瀬会長)

ただいま説明があった内容については、これでよいでしょうか。

(委員)

異議なし

(一ノ瀬会長)

それでは、引き続きまして、答申案の審議に入りたいと思いますので、事務局は答申案について説明してください。

(事務局)

資料 1-2 「(仮称) 早雲山ホテル計画 環境影響予測評価実施計画書に係る答申案」について説明

(一ノ瀬会長)

それでは、事務局は欠席の委員から御質問を預かっていますか。

(事務局)

山崎委員よりコメントをいただいております。

資料1-1に対するコメントです。

事業者において示された考え方(交通量、走行台数、車速の設定根拠を明確化し、縦断勾配に関する補正を適用する方針)は、基本的には妥当と考えます。

その上で、評価の妥当性・確認可能性をより明確にする観点から、評価を実施する際の条件について、以下の点を明示いただくようお願いします。

交通量、工事車両台数、車速の設定値(必要に応じて時間帯別・車種別)、
縦断勾配補正の適用条件(対象区間、設定勾配、対象車種、適用速度条件)、
工事中と供用時の評価条件の区分、

振動・低周波音を含む各項目の評価条件(評価対象、評価地点、前提条件)、

以上、基本方針は妥当と考えますので、評価条件を明示いただくことで、審査上の確認がより明確になると考えます。

次に資料1-2に対するコメントです。

審査経緯では「騒音・低周波音」「振動」が評価項目として明記されているのに対し、現状の個別事項は「水質汚濁」「土壌汚染」の記載が中心となっており、騒音・低周波音、振動に関する個別事項が本文上やや見えにくい印象です。

審査での確認事項との対応を明確にするため、評価条件の明示に関する短い記載を個別事項に追加しておく必要はないのか、ということが気になりました。御判断は審査会での決定で結構です。

以上でございます。

(事務局)

事務局から、ただいまの山崎議員からの御意見につきまして、考えを述べたいと思いますけれども、会長よろしいでしょうか。

(一ノ瀬会長)

よろしく申し上げます。

(事務局)

山崎委員会の御意見につきまして、御意見自体はですね、騒音などについて、個別事項に評価条件の明示に関する記載を追加した方が良いというものと受け止めております。事業者とのやり取りで、資料1-1で確認事項となったものについては、個別事項に記載しない方向なのですから。委員と事業者のやりとりとしては終了しても答申に記載すべきと委員から要望などがあった時は、答申に記載する方向としております。そのため、今回要望がありますので、騒音等については個別事項に記載したいと考えておりますけれども、山崎委員の御意見からしますと、総括事項に少しだけ騒音等についての記載があるのですけれども、それをただ個別事項に持ってくるだけでは全然足りないと考えておまして、改めて個別事項での記載を検討する必要があると考えております。また、山崎委員は本日欠席ということですので、新たな修正案につきましても、一度確認をしていきたいと思っております。そこで、今回の方針ですけれども、事務局といたしましては、答申の議決につきましては今回行わず、次回にしたいと考えております。そうなる場合には、今回については、その前段階として、今のこの答申案について、それ以外の部分も含めまして、議論や修正をしていただいて、それを全部汲み取って、次回の議決という形にさせていただければと事務局としては考えております。ただ、山崎委員は審査会の御判断でとおっしゃっておりますので、最後に判断していただければと思います。事務局としては以上でございます。

(一ノ瀬会長)

そうしましたら、今の件も含めですね、この答申案について、御意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

小林副会長、お願いします。

(小林副会長)

個別事項の水質汚濁ですとか土壌汚染については、ちょっと厳しいかなというふうに思わなくもないのですけれども、できる限り留意するですとか、配慮する必要があるというような表現なので、まあ良いかなと思いました。ちなみに、「配慮する」とか「留意する」は何か言葉は使い分けられているのでしょうか。

(事務局)

基本的に「留意する」の方は念頭に置くという形で念頭に置いてという意味のときに使っていて、「配慮(する)」の場合にはそこにさらに行動を伴う場合に、配慮して行うという、そういう形で使い分けております。

(小林副会長)

そうですね、そういう観点で、排水基準のない項目についてというのは、基準がない項目ですので、明確に配慮するというのは難しいかもしれないので、高温であったり、いろいろその他の項目について、水質の測定をして他の排水基準項目について生態影響が生じないようにということですので、配慮するとあるのは、ここも留意するでいいのかなというふうに個人的には感じました。事務局で御検討いただければと思います。

(事務局)

ありがとうございます。今、「配慮」を「留意」に書き換えさせていただいております。これでもよろしいでしょうか。

(小林副会長)

そうですね。はい、少しだけ弱める感じでも良いかと思いました。

(事務局)

他にも修正部分があれば、ぜひおっしゃっていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

(小林副会長)

その他、私からは特にございません。以上です。

(事務局)

では、とりあえず事務局としては「留意」という形で修正をしております。ありがとうございます。

(一ノ瀬会長)

他にはいかがでしょうか、ございませんか。

そうしましたら、先ほど本日欠席の山崎委員の御意見を事務局から御紹介いただいて、その上でお考えも伺ったところです。ですので、いったん、今日の答申案については、他の委員については概ね、今、細かい文言の修正は別として御了解いただいたところかと思いますが、今回はここまでとして、次回もう一度答申案をかけていただくということにすることがよろしいかと思うのですが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(一ノ瀬会長)

それではそのようにさせていただければと思います。

(2) 対象事業の審査

(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 環境影響評価方法書について

(一ノ瀬会長)

続いて、継続案件である「(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 環境影響評価方法書」の審議を行いたいと思います。まず事務局から検討事項等を整理した審議資料を説明してください。その後、事業者の方に入室いただき、今回の審査会での検討事項などについて補足資料を用いて説明していただきます。それでは事務局、お願ひします。

(事務局)

資料2-1「(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 環境影響評価方法書について」により説明

(一ノ瀬会長)

ただいまの説明について、これでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(一ノ瀬会長)

それでは次に、前回の審査会で委員の皆さんから出た質問について、事業者から説明をいただき

ますので、会場内に事業者を御案内ください。

～事業者入室～

(事務局)

事業者を紹介

(事業者)

資料2-2「(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 環境影響評価方法書に係る補足資料」により説明

(一ノ瀬会長)

それでは質疑に入る前に、事務局は欠席の委員から御質問を預かっているでしょうか。

(事務局)

欠席委員からお預かりしている御質問はありません。

(一ノ瀬会長)

それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問をいただければと思います。いかがでしょうか。

小林副会長、お願いします。

(小林副会長)

御説明と御対応、ありがとうございます。そうですね、土壤汚染対策法に基づいて適切に対応されるということで良いかと思えます。あと、今回、測定結果の図とかも見させていただいて、比較的高濃度の箇所というのが限定されていて、基準の10倍以内の程度の汚染が広く広がっているということと理解しました。もっと高濃度であることも想定していたのですけれども、そういうことはないということで安心しました。ただ、今せっかく測定されてドットだけとなっている、基準適合としている場所にも汚染が広がらないように、適切に御対応いただければと思います。このような形で良いかと思えます。ありがとうございます。

(一ノ瀬会長)

そうしましたら、他にいかがでしょうか。

よろしいですか。大気質については、また次回にということになっておりますので、こちらはいかかと思えます。あと前回出たものという意味では、CO₂の排出量の件は準備書以降の図書に記載したいということかと思えますけれども、こちら、今日は袖野委員はいらしてますかね。

(袖野委員)

CO₂の緩和の見通しにつきましても、今後、準備書の方に記載いただけるということで、どうもありがとうございます。やはりCO₂増大について、「全く白紙です」という計画もいかがなものかと思えますので、ぜひ図書の方に記載いただければと思います。ありがとうございます。

(一ノ瀬会長)

それではほかに、前回出ていないものについても含め、いかがでしょうか。ございませんか。

よろしいですかね。

はい、それでは特に委員の皆様から追加の御意見、御質問がないようですので、次回も本日まだ御回答がなかった大気質の件について審議を行う予定です。本日の審議は以上としたいと思います。事業者の方、お疲れ様でした。事務局が御案内しますので、御退室いただければと思います。

～事業者退室～

(3) 対象事業の審査

東京南線3, 4号線改修工事 環境影響予測評価書案について

(一ノ瀬会長)

それでは、継続案件である「東京南線3,4号線改修工事 環境影響予測評価書案」の審議を行いたいと思います。開会時に確認したとおり、まず公開部分について審議を行い、その後、傍聴者にいったん退室いただいた後、非公開部分の審議を行いたいと思います。まず公開部分の審議を行います。それでは、事務局から検討事項等を整理した審議資料を説明してください。その後、事業者の方に入室いただき、前回の審査会の検討事項などについて補足資料を用いて説明をしていただきます。事務局、お願いします。

(事務局)

資料3-1「東京南線3,4号線改修工事環境影響予測評価書案に係る審議資料」により説明

(一ノ瀬会長)

ただいま説明がありました内容について、これでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(一ノ瀬会長)

それでは次に前回の審査会での委員からの質問について、事業者から説明をいただこうと思います。会場内に事業者を御案内ください。

～事業者入室～

(事務局)

事業者を紹介

(事業者)

資料3-2「東京南線3,4号線改修工事 環境影響予測評価書案に係る補足資料」により説明

(一ノ瀬会長)

それでは質疑に入る前に、事務局は欠席の委員から御質問を預かっているでしょうか。

(事務局)

本日欠席された山崎委員から御質問いただいておりますので、読み上げさせていただきたいと思っております。

騒音・低周波音に係る調査、予測、評価及び環境保全対策については、補足資料に示された検討内容を踏まえ、評価書段階では、ヘリコプターの運航条件（飛行回数、飛行時間帯、飛行期間、運航調整の考え方）、試験飛行の実施条件（実施時期、測定地点、屋外・室内の確認内容）及び事後調査の実施条件を明示した上で、適切に整理されたい。

また、低周波音については、予測及び抑制に不確実性が残り得ることを踏まえ、関係者及び周辺住民との事前の情報共有・確認の方法並びに想定外の影響が確認された場合の対応方針についても、あらかじめ整理されたい。

欠席委員からの質問は以上です。

(一ノ瀬会長)

そうしましたら、まず、ただいまの山崎委員からの御指摘について、事業者の方いかがでしょうか。

(事業者)

ただいま御質問いただいた内容ですけれども、これからまず、葉山町の教育委員会にですね、関係行政と調整を図りながら、先ほどの質問の内容についても詰めて対応をしていきたいと考えております。現状ですけれども、教育委員会の中では、窓を閉め切るっていうところは必須という認識でおりますので、現在、その締め切った時の対応方法については協議を進めているところになります。最終的には、この実施回数ですね、飛行回数、この辺を最終的には詰めた上で、ヘリの物流の期間、時間のところを決定していくようになるかと思えます。御質問の内容につきましては、予測評価書ですね。こちらの方へしっかりと反映して対応をさせていただきたいと思えます。

(一ノ瀬会長)

そうしましたら、続いて、ただいまの説明のあった内容について、御意見・御質問をいただければと思えます。いかがでしょうか。

袖野委員、お願いします。

(袖野委員)

廃棄物と土壌のところ、工事の事業内容について、より理解することができました。

確認なのですけれども、廃棄物の再資源化率が100パーセントということで予定されているのですが、これはもう処理方法について目途がついているということなののでしょうか。どこの処理業者に出してというのが、具体的に分かっていて、100パーセント再資源化できるという見通しが立っているのかという点をお伺いさせてください。あと、金属くずは有価なのだろうと思うのですけれども、陶磁器くずについても、有価物として処理できるものなのかどうかについても確認させてください。

埋め戻しに使えるものは使うということで、量もお示しいただいてありがとうございました。資料3-2の8-4のところ、埋め戻しについて締固めを考慮していない量ということなのですけれども、埋め戻しの際に締固めをしなくて大丈夫なののでしょうか、という点をお聞かせください。

(事業者)

まず、再資源化率100パーセントというところですが、こちらにつきましては、再資源可能な処理施設へ搬出処理を依頼するというところで考えております。過去の工事を見ましても、コンクリートがらにつきましては、再資源可能なところへ処理するというところで、実施しておりますので、同様なことで扱いたいと考えています。どこで処理するかというところは、これからになりますので、場所を明確には、現状ではお話しできない状況にあります。

続いて、陶磁器くずというところですが、こちらはがいしというものになります。がいしにつきましては、いったん当社の資材センターの方へ運び込みまして、そこでまず流用できるかどうかという判定をいたします。その後、流用できないものにつきましては、メーカーでの再資源化になるという流れになります。

続いて、埋め戻し土です。締固めを考慮していないという表現になっていますけれども、当然締固めはしっかり行う予定でおります。社内の基準では、現地盤の80から90、80パーセント以上とい

うところを目標に締固めを実施しております。ただ、数字上締固めを考慮していない数量になっているところにつきましては、表現が悪いのかもしれませんが、実際は締固めをしっかりと行って埋め戻しをする予定でおります。以上でよろしいでしょうか。

(袖野委員)

ありがとうございました。誤解のないような書きぶりをしていただければと思います。発生土のところについては、安全側の数字を出しているということなのですが、実際の工事では締固めもちゃんと行うということですので、そのあたりも記載いただくといいのかなと思いますし、再資源化率のところも今の話ですと、陶磁器くずは有価物として売却するのかが不明瞭な御説明だったのかなと思いますので、いずれにせよ、メーカーで再資源化を行うということなのですが、廃棄物としての扱いになるかどうかという点については、まだ不明なところがあるということなので、この文章ですと全量を有価物として再利用しますというふうに読めますので、記載ぶりを正確にしていいただければと思います。

(一ノ瀬会長)

事業者の方よろしいですか。

(事業者)

ありがとうございました。先ほどの埋め戻しのところの表現、それと再利用率ですか、陶磁器くずの部分について、表現があまりよろしくないという認識で受け止めました。ここは表現の見直しを含めて検討させていただきたいと思います。以上でよろしいでしょうか。

(一ノ瀬会長)

ありがとうございます。

そうしましたら、他の委員の皆さんからいかがでしょうか。

奥委員、お願いします。

(奥委員)

前回私の方から質問させていただいたのが、資料3-2の「4-1」「4-2」、ヘリコプターの騒音・低周波音に係る部分でしたけれども、「4-1」のところでは、具体的にモノレールを併用することによってどの程度ヘリコプターの飛行回数が減るのかといったような点について、表で明確にお示しいただいております、どうもありがとうございました。

それから、低周波音のところも同様ですけれども、具体的な環境保全対策についても、学校と丁寧に取り組みをしていただいて、試験飛行の結果も踏まえて環境保全措置を講じていただけるということで、その中身もお示しいただいているので、これを評価書の中に今後記載していただくことで、より安心できる内容が提供されたかなと思っております。これで私の方は、異論はございません。

それから資料3-2の「8-3」のところ、先ほど少しやり取りがありましたけれども、こちらも再利用率、再資源化率を具体的に入れていただきまして、ありがとうございました。

実際にこの100パーセントという数字が実現できるかどうかというところについては、その見通しが確かなものかどうかというところ、先ほど御指摘のあったところですが、この数値を実現できるというその方策も含めて、評価書段階ではしっかりと記述していただければよろしいかなと思います。よろしく願いいたします。

(一ノ瀬会長)

他の委員からはいかがでしょう。ございませんか。

前回質問があった海津委員は、今回御欠席かと思しますので、他の委員、ほかの観点を含めていかがでしょう。よろしいですか。

そうしましたら、本日、非公開部分もございますので、ここでいったん公開の部分はここまでとして、非公開部分の審議に入りたいと思います。これ以降は非公開とすべき内容について審議をいたしますので、傍聴の皆様は、いったん事務局の指示に従って御退室いただければと思います。委員及び事業者の皆様はしばらくお待ちください。

～傍聴者退室～

— (非公開審議開始) —

— (非公開審議終了) —

(一ノ瀬会長)

それでは公開での審査を再開したいと思いますけども、傍聴者は帰られたということですが、非公開部分以外の公開部分について、追加で御質問、コメント等ございますでしょうか。

よろしいですか。

そうしましたら、非公開の部分も含めてですね、本日については、審議はここまでとさせていただきます。事業者の方、お疲れ様でした。事務局が御案内しますので御退室ください。

～事業者退室～

(一ノ瀬会長)

本日の議題は以上となりますが、他に何かございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、特にないようですので、本日の審査会は以上で閉会したいと思います。

以上